墨田区のお知らせ2013.1.21

すみだ

2つの矩形が寄り添うシンボルは、
墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、
区および区職員との協働・協治を表すものです。

発行：墨田区（税務課税務係）☎5608－6008 〒130－8648 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

税の特集号

http://www.city.sumida.lg.jp/

申告はお早めに
特別区民税・都民税の申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税、贈与税、個人事業税が3月15日（金）、個人事業者の消費税・地方消費税が4月1日（月）です。

3月になると受付窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。また、申告書は郵送でも受け付けています。申告書の書き方が分からないなど、ご不明な点は最寄りの各税務関係機関にお気軽にお問い合わせください。

昨年秋に行った「税理士による税の無料相談会」の様子

特別区民税・都民税の申告

［とき・ところ］表1のとおり

［申告が必要な方］▶平成25年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業、不動産、公的年金、配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方　▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方　＊所得税の確定申告をする方は、特別区民税・都民税の申告の必要はありません。　▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

【特別区民税・都民税の申告に必要なもの】
▶申告書等　▶印鑑　▶収入（源泉徴収票等）や経費の明細書　▶控除を受けるための書類（医療費の領収書、生命保険料、地震保険料の控除証明書等）　＊所得税の確定申告を行う場合も同様です。

■申告期間・場所（表1）

税の種別	とき（申告期間）	ところ（申告場所）
特別区民税・都民税	2月5日（火）～3月15日（金） 午前8時半～午後5時	区役所会議室21（2階）
	3月11日（月）～15日（金） 午前8時半～午後5時 ＊正午～午後1時を除く	▶緑出張所（緑3－7－3） ▶横川出張所（横川5－10－1－111） ▶文花出張所（文花1－32－1－102） ▶墨田二丁目出張所（墨田2－14－4） ▶東向島出張所（東向島2－38－7） （本所・向島税務署では実施しません。）
所得税	2月18日（月）～3月15日（金） 午前9時15分～午後5時	▶本所税務署（業平1－7－2） ▶向島税務署（東向島2－7－14） ＊2月24日（日）、3月3日（日）に限り、東京国税局会場（千代田区大手町1－3－3・大手町合同庁舎3号館）で確定申告書の受付と作成のアドバイスを行います。 **［受付］**午前8時半～午後4時 **［相談］**午前9時15分～午後5時 （本所・向島税務署では執務を行っていません。）
贈与税	2月1日（金）～3月15日（金） 午前9時15分～午後5時	
個人事業者の消費税	2月18日（月）～4月1日（月） 午前9時15分～午後5時	
個人事業税	2月18日（月）～3月15日（金） 午前8時半～午後5時	▶台東都税事務所（台東区雷門1－6－1） ▶墨田都税事務所（業平1－7－4）

㊟いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
㊟区役所、各出張所では、給与・年金所得のみで住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等を除く所得税の還付申告書の提出も受け付けます。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

［とき・ところ］表1のとおり

［申告が必要な方］2面を参照

■年金所得者の確定申告不要制度

昨年から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。なお、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、申告書を提出する必要があります。また、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

個人事業税の申告

［とき・ところ］表1のとおり

［申告が必要な方］個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が事業主控除額290万円を超える方　＊所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告の必要はありません。

税理士による無料申告相談会

■小規模納税者などのための相談会

とき	ところ
1月28日（月）～2月1日（金） 午前9時半～午後4時	本所法人会館 （業平1－7－12）
2月1日（金）・4日（月）～6日（水） 午前9時半～午後4時	曳舟文化センター （京島1－38－11）
2月4日（月）～6日（水） 午前10時～午後4時	みどりコミュニティセンター （緑3－7－3）
2月12日（火）・13日（水） 午前9時半～午後4時	すみだ中小企業センター （文花1－19－1）

㊟当日直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。
㊟いずれも正午～午後1時を除きます。
㊟譲渡所得（土地、建物、株式などの譲渡）について相談する場合や、相談内容が複雑な場合は、管轄の税務署へご相談ください。
㊟申告書の提出も受け付けます。
㊟税務書類の作成依頼や税務相談は、税理士にご依頼ください。